

# **◆くらしのサポート講座 受講者募集◆**

県民生活センターでは、県民のみなさんに消費生活に関する知識を習得していただく、 又は情報の提供を行うことを目的に、くらしのサポート講座を開催しています。 講座ではそれぞれの分野における専門講師が分かりやすく説明いたします。

### 1 講座内容・日程

	開催日	テーマ	内容	講師
第 3 回	11月11日(火) 19:00~20:50	遺言書の書き方、 知っていますか? ~遺言作成と相続に関する基礎知識~	遺言書の書き方を知っていますか? 将来誰にでも起こりうる「もしも」の ときに備え、大切な家族が'争族'に ならない為に・・・。遺言の書き方のポ イントや相続について学びます。	沖縄県司法書士会 司法書士 屋宜 拓馬氏
第 4 回	11月25日(火) 19:00~20:50	これだけは押さえたい! 改正相続税・贈与税の ポイント	2015年に相続税制度が変わります!他人事だと思っていたあなたも対象になる可能性が。相続税が今までとどう変わるのか、贈与税はどうなのか、生前贈与のメリットは?あなたの大切な財産の話です。	沖縄税理士会 税理士 新里 和也氏
第 5 回	12月4日(木) 19:00~20:50	知っておきたい! 介護について ~介護制度の基礎とサービス内容~	今は元気だけど、いつかは…。家族の介護はとても身近な問題です。でも、実際に身に迫るまではよくわからない事がたくさん。介護保険とは?要介護度って?施設を選ぶための注意点は?介護制度の基礎の基礎、導入編です。	沖縄県介護支援 専門員協会 理事 遠藤 賢吾氏
第6回	12月17日(水) 19:00~20:50	これだけは知っておきたい! インターネット安全教室	日々変化するインターネット。便利なことも多々あるけれど、怖い落とし穴もたくさん。思わぬトラブルや犯罪にまきこまれないために、情報セキュリティ知識の習得向上に役立つ講座です。	沖縄県警察本部 セキュリティアドバイザー 赤嶺 智氏 特定非営利活動法人 フロム沖縄推進機構
第 7 回	平成27年 1月15日(木) 19:00~20:50	知りたかったけど 聞けなかったお金の話 ~金融商品を選ぶその前に~	銀行が取り扱う商品をどこまで知っていますか?外貨預金、投資信託、個人年金保険、NISAなど・・・。本当は知りたいけど、聞けなかったお金の話。金融商品を選ぶ、その前に。	沖縄県銀行協会 事務局長 仲村 隆氏

**2 会 場** 沖縄県三重城合同庁舎4階(401·402研修室)

3 対 象 一般県民 50名程度

4受講料 無料

5 募 集 各回当日まで受付

※ただし定員50名に達し次第締め切ります(先着順)

6 申込方法 ①電話 ②FAX ③オンライン申請のいずれかでお申込ください。

7 お問合せ 沖縄県県民生活センター TEL:098-863-9212



# ◆消費生活相談事例 『遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブル』

## ■相談事例

- ① 自宅に電話があり、インターネットの利用会社を確認された。現在契約している会社だと思い話を聞いた。月額の使用料金が安くなると言われ、サービス変更のお知らせだと思い遠隔操作で切り替え作業をしてもらった。しかし、メールアドレスが変更になったことからサービス変更ではなくプロバイダ変更契約であったことに気づいた。「クーリング・オフしたい。」と業者に申し出たが、「本契約はクーリング・オフの対象外。契約は2年間は解約できない。どうしても解約と言うなら違約金1万5千円を払ってもらう。」と言われた。違約金を支払いたくない。
- ②「ネットが速くなるし月額が安くなる。」と電話があり、色々なことを電話で一気に言われて、よくわからないままに遠隔操作でプロバイダの変更をしてしまった。電話だけで契約になるとは思わなかった。安くなると説明されていた料金も、月額使用料は安くなったがよくわからないオプションにも加入されていて、トータルでは高くなった。しかも、以前のプロバイダの解約がされておらず、料金が二重に請求されていた。クーリング・オフできないのか。

## ■アドバイス

遠隔操作によるプロバイダ変更の勧誘トラブルが増加しています。プロバイダなどの電気通信サービスの場合は特定商取引法の適用対象外であるため、消費者が後で冷静になって契約を解除したいと思っても、法律上のクーリング・オフを使うことができません。

現在、総務省では電気通信事業法を改正し、クーリング・オフを法制化する方針を固めていますが(※1)法律が改正される前に、事業者が駆け込みで営業をかけ、上記の事例のような相談件数が増えることが予想されます。

プロバイダ変更などの勧誘を受けた際には、下記の点に留意して下さい。

## (1)契約する前に契約内容について記した書面の交付を求めましょう。

契約先、料金等について正確に理解しましょう。書面の交付を拒む事業者とは契約しないようにしましょう。

## (2)契約先を必ず確認しましょう。

大手電話会社の関連事業者かどうかについては、該当する大手電話会社に直接、問い合わせて確認することができます。

(3)契約する場合は、必ず現在の利用料やサービスと比較して、何がいくら安くなるのかを細かく確認しましょう。

オプション手数料、事務手数料など、月額利用料以外にも料金が発生する場合がありますので、注意して確認しましょう。

#### (4)従前のプロバイダ契約の解約によるデメリット等も検討しましょう。

プロバイダを変更した場合、変更前に契約していたプロバイダに解約手続きをしない限り、パソコンの設定を変更したとしても契約が継続し、料金が二重に発生する場合があります。また、元のプロバイダの解約には違約金が必要な場合があります。プロバイダ変更により月々の利用料が安くなったとしても、前のプロバイダに支払う違約金も含めた全体的な費用負担を考えましょう。

#### (5)契約の必要がなければきっぱりと断りましょう。

プロバイダ等の契約は、特定商取引法の適用がないため、電話勧誘で契約してもクーリング・オフ制度は適用されません。事業者に対してあいまいな返事はせず、必要がなければきっぱりと断りましょう。

(※1)H26.9.18総務省『消費者保護ルールの見直し·充実に関するWG(第11回)』より。

## ◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日~金曜日 9時~12時、13時~16時(土・日・祝日は休みです)

・県民生活センター 消費生活相談室 ☎098-863-9214

・県民生活センター(宮古分室) ☎0980-72-0199

・県民生活センター(八重山分室) ☎0980-82-1289



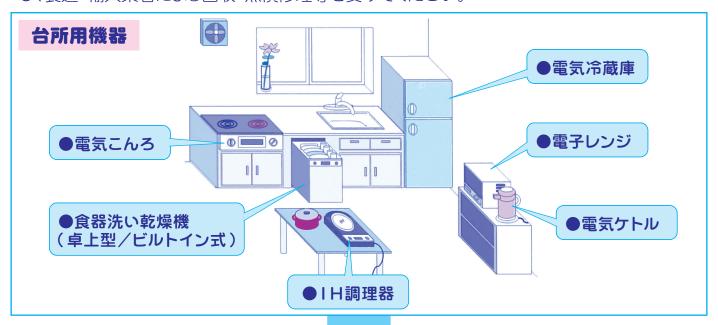


## お持ちではありませんか?リコールが行われている台所用機器

消費者庁では、リコールが行われている台所用機器についての注意喚起情報が公表されています。

平成25年度に消費者庁に寄せられた、リコール製品による火災や重傷などの重大製品事故 のうちの約4分の1が台所用機器によるものでした。

リコール製品は、そのまま使い続けると火災などの重大な事故を引き起こすおそれがあり、 大変危険です。御自宅などにリコール製品がないか再度確認し、お持ちの場合は使用を中止 し、製造・輸入業者による回収・無償修理等を受けてください。





## リコール製品の情報は「消費者庁リコールサイト情報」で確認できます。

http://www.recall.go.jp/

「長期使用製品安全点検制度」の対象となる9品目 の製品をお持ちの方は、お客様情報を該当する製造、 輸入又は販売事業者に登録してください。登録する と、適切な時期にこれらの事業者から点検通知が届き ますので、点検を受けましょう。

※台所用機器では、ビルトイン式電気食器洗浄機が該当します。

長期使用製品安全点検制度(平成21年4月1日施行)は、 消費者自身による点検が難しく、経年劣化により安全上支 障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目に ついて使用者が消費者登録を行い、製造・輸入事業者、販 売事業者関連事業者が適切に点検・保守の役割を果たし て経年劣化による製品事故を防止するための制度です。 都市ガス用①ガス瞬間湯沸かし器 屋内式 ②ガスふろがま

プロパンガス用③ガス瞬間湯沸かし器 屋内式 ④ガスふろがま

⑤石油給湯器 ⑥石油ふろがま

⑦ビルトイン式電気食器洗機

⑧FF式石油温風暖房機

⑨浴室用電気乾燥機

計9品目

詳細は、経済産業省の「製品安全ガイド」のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/product\_safety/index.html



## ◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ

## 1 久辺テクノフェスタ2014に、知るぽるとブースを出展!

子どもから大人まで、生活の中の様々なお金の知識や生活設計について楽しみながら学べるブースとなっていますので、お気軽にご参加ください。

[イベント概要]

日時:平成26年11月23日(日)10時~17時

場所:名護市マルチメディア館(名護市豊原224番地3)

内容:生活設計や当委員会活動紹介のパネル展示

くらしに役立つ資料の無料配付

一億円模擬パック重さ体験コーナー

お金のつきあい方チェック、お金に関するクイズ(すべてパソコン診断)

貯金箱作り(子ども向け先着100名)

カレー作りゲーム(子ども向け先着30名)

## 2 金融広報アドバイザーの無料派遣を利用してみませんか?

沖縄県金融広報委員会では、公民館を始め地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣します。講師の謝礼、交通費は無料ですので、事務局までお気軽にお問い合わせください。

## ○実際に活用されている一例

### (おきなわ県民カレッジ連携講座)

小禄南公民館主催 マネー講座 ~生活にまつわるお金のはなし~

講師:各分野の専門家を日替わりで実施

沖縄県

金融広報アドバイザー

トー民間の一

マネーアドバイザー

沖縄県

県民生活センター

前期(平成26年)

第1回11月11日「あなたもできる!かんたん家計管理術」

第2回11月18日「暮らしとお金」

第3回 11月25日「お金の上手な活かし方」

第4回 12月 2日「あなたもあぶない?身近にあるカードトラブル」

後期(平成27年)

第5回 1月13日「間違わない為の金融商品の基礎知識」

第6回 1月20日「知っておきたい相続の話」

第7回 1月27日「あなたの身近にも迫っているかも 消費者トラブル」

### 3 その他

刊行物・資料の無料提供、学習ビデオの無料貸出しも行っています。お申し込み方法など、事務局までお気軽にお問い合わせください。

金融広報委員会事務局 (電話:098-866-2187)

〜沖縄県金融広報委員会ホームページ http://www.okinawa.-kinkoui.com/〜